

# 質疑への回答書

各位

庄原市長  
(管財課)

平成28年7月1日に公告を行った「総領支所庁舎 で使用する電力の供給」の入札案件について、当市に寄せられた質疑に対し、以下のとおり回答します。

最終更新日:平成28年7月25日

記

質疑事項	回答
<b>質疑1</b> (質疑受領日:平成28年7月22日) 契約書案の内容について、落札後の協議は可能でしょうか。	<b>回答1</b> (回答掲載日:平成28年7月25日) 可能です。
<b>質疑2</b> (質疑受領日:平成28年7月22日) 契約は施設ごとに締結すると考えてよいでしょうか。	<b>回答2</b> (回答掲載日:平成28年7月25日) 公告した案件ごとに1契約として契約いたします。
<b>質疑3</b> (質疑受領日:平成28年7月22日) 落札金額について、公表されるのは総価のみでしょうか。	<b>回答3</b> (回答掲載日:平成28年7月25日) お見込みのとおりです。
<b>質疑4</b> (質疑受領日:平成28年7月22日) 仕様書へ自動検針とあるが、訪問検針することは可能でしょうか。	<b>回答4</b> (回答掲載日:平成28年7月25日) 可能です。
<b>質疑5</b> (質疑受領日:平成28年7月22日) 検針日の変更は可能でしょうか。	<b>回答5</b> (回答掲載日:平成28年7月25日) 契約書(案)第9条に示しているとおり、検針日は、使用者、供給者協議のうえ定めるものとしています。